

しんぜん訪問看護ステーション 訪問看護サービス利用料金表

【医療保険】

2024年7月1日現在

医療保険		料金	基本利用料（利用者負担金）		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費Ⅰ（1日につき）	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
訪問看護基本療養費Ⅲ	入院中（外泊時1～2回）	8,500円	850円	1,700円	2,550円
管理療養費（1日につき）	1日目	7,670円	767円	1,534円	2,301円
	2日目以降	3,000円	300円	600円	900円
複数名訪問加算（1回につき）	看護師（週1回）	4,500円	450円	900円	1,350円
	看護補助者（週3回）	3,000円	300円	600円	900円
長時間訪問看護加算/90分（要件により1～3回）		5,200円	520円	1,040円	1,560円
24時間対応体制加算（月1回・希望者のみ）		6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算（月1回）	重	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	軽	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算（適応時）		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算（適応時）		6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（適応月/月2回まで）		2,000円	200円	400円	600円
夜間・早朝訪問看護加算（18時～22時/6時～8時）		2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算（22時～翌6時）		4,200円	420円	840円	1,260円
緊急訪問看護加算 1日につき（月14日目まで）		2,650円	265円	530円	795円
緊急訪問看護加算 1日につき（月15日目以降）		2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算（月1回）		2,500円	250円	500円	750円
難病等複数回訪問加算	1日に2回訪問	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日に3回以上訪問	8,000円	800円	1,600円	2,400円
情報提供療養費（月1回）		1,500円	150円	300円	450円
訪問看護医療DX情報活用加算（1月あたり）		50円	5円	10円	15円
ベースアップ評価料（Ⅰ）		780円	78円	156円	234円
ターミナルケア療養費（適応時）		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円

○保険適応外利用料金

その他	交通費	訪問一回につき、 ○ 本事業所から片道5キロメートル未満・・・200円 ○ 本事業所から片道5キロメートル以上・・・300円 ○ 公共交通機関利用は、実費負担
	永眠時のケア	15,000円
※衛生材料（ガーゼ、おむつなど）を緊急に使用した場合は実費をいただきます。		

○自費の訪問看護費用

自費による訪問看護	30分ごとに4,000円
-----------	--------------

※ 営業日以外の日は一日3,000円を加算

※ 夜間・早朝訪問（18時～22時/6時～8時） 25%増し

※ 深夜訪問（22時～翌6時） 50%増し

○キャンセル料

事前の連絡なくサービスの利用をキャンセルされた場合、実費相当に値するキャンセル料を負担していただきます。

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

- ※ 複数名訪問看護加算は、1人の看護師・保健師・助産師・准看護師による訪問看護が困難な利用者以外の看護師等又は看護補助者の複数名で同時に訪問看護を提供した場合に加算します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、長時間の訪問を要する者に対して、1回の指定訪問看護の時間が90分を超えた場合について、週1回又は週3回に限り加算します。
- ※ 24時間対応体制加算は、電話等に常時対応でき、緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制にあるものとして地方厚生（支）局長に届け出ており、当該体を説明し、利用者の同意を得た場合に加算します。
- ※ 特別管理加算は、月1回を限度に2,500円又は重症度等の高い場合に5,000円加算します。

特別な管理のうち重症度等の高い場合	:5,000円/月(病院・診療所は500点/月)
(ア) 在宅悪性腫瘍等患者等指導管理若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、又は、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	
特別な管理を要する場合	:2,500円/月(病院・診療所は250点/月)
(イ) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態	
(ウ) 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態	
(エ) 真皮を超える褥瘡の状態	
(オ) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している	

- ※ 退院時共同指導加算は、病院の退院や介護老人保健施設の退所に当たって、訪問看護ステーションの看護師等が入院機関等の医師や看護師等と共同して在宅療養生活の指導を行い、文書で指導内容を提供した場合に、入院中に1回、初日の訪問看護の実施日に訪問看護管理療養費に加算します。
- ※ 特別管理指導加算は、特別管理加算の対象者に対して、退院時共同指導加算（8,000円）に特別管理指導加算（2,000円）を上乗せして加算します。
- ※ 退院支援指導加算は、①厚生労働大臣が定める疾病等、②特別管理加算の対象者、③退院日の訪問看護が必要であると認められた者で、退院前又は退院後に在宅における診療を担う主治医から訪問看護指示書を交付されており、訪問看護ステーションの看護師等が退院日に療養上必要な指導を行った場合に加算します。
- ※ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算は、在宅で療養を行っている通院困難な患者の急変や診療方針の変更等に伴い、主治医の求めにより医療関係職種が患家に赴き一同に会しカンファレンスを行うことにより、より適切な診療方針をたてること及び当該カンファレンス参加者間で診療方針の変更等の的確な情報を共有する。
- ※ 夜間・早朝訪問看護加算、深夜訪問看護加算は、夜間（午後6時～午後10時まで）又は早朝（午前6時～午前8時まで）の時間、深夜（午後10時～翌6時まで）の時間で、利用者の求めに応じて行う訪問看護に加算します。
- ※ 緊急訪問看護加算は、利用者又は家族の緊急の求めで、主治医の指示により連携する訪問看護ステーションが緊急訪問看護を行った場合に1日につき1回加算します。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算は、訪問介護員等が医師の指示のもとに行う特定行為業務を円滑に行うために、支援を行った日の属する月の初日の訪問看護実施日に1回加算します。
- ※ 難病等複数回訪問加算は、別表第7、別表第8、特別訪問看護指示書の期間中には、1日に2回又は3回以上の訪問看護が難病等複数回訪問加算として加算します。